

鹿野町地域スポーツ振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿野町地域スポーツ振興事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鹿野町地域のスポーツ振興のため実施する事業の運営に要する経費に対し、補助金を交付することにより、鹿野町地域のスポーツの振興及び住民の体力・健康づくりを促進することを目的として交付する。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる団体は、特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブとする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域住民を対象として行われる以下の事業とする。

- (1) 年齢・体力に応じた健康・体力づくり
- (2) 地域スポーツの推進活動
- (3) 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及活動
- (4) その他本補助金の趣旨に即した事業

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という)は、報償費、需用費(ただし食糧費を除く)、役務費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費から参加費、寄付金、その他の収入等の特定財源により充当されるものを控除したものに10分の10を乗じて得た額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する日の30日前までに行わ

なければならない。ただし、事業を開始する日の属する月が4月である場合は、4月1日から事業を開始する日までの間において、事業を開始することが決定した日から速やかに交付申請を行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(概算払)

第8条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書に基づき、概算払により交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、鹿野町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

様式第1号（第7条、第11条関係）

鹿野町地域スポーツ振興事業 事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業計画

事業内容	開催期間	開催回数	参加人数	摘要

様式第2号（第7条、第11条関係）

鹿野町地域スポーツ振興事業 事業収支予算（決算）書

収入の部 (単位：円)

科目	金額	摘要
市補助金		
参加費		
計		

支出の部 (単位：円)

科目	金額	摘要
計		